

## 学校法人清泉女子大学寄附行為施行細則

**第1条** 学校法人清泉女子大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第43条に基づいて、この細則を定める。

**第2条** 本法人の役員（理事及び監事）並びに評議員（以下「役員等」という。）の定年は、満75歳とし、退職期は、任期満了日又は定年に達した日の学年の末日のいずれか早い日とする。なお、理事長の定年も同様とする。ただし、宗教法人カトリック聖心侍女修道会の修道女が役員等である場合は、理事長も含め理事会の議決を経て満75歳を超えて就任することができる。

② 理事長に連続して就任できる期間は、3期9年を限度とする。なお、理事の任期途中で理事長に就任した場合は、当該就任期間は含めないものとする。

③ 理事に連続して就任できる期間は、補欠期間を除き4期12年を限度とする。ただし、宗教法人カトリック聖心侍女修道会の修道女である場合は、この限りでない。なお、寄附行為第6条第1項第1号乃至第3号により理事に就任した期間は含めないものとする。

**第3条** 寄附行為第21条第1項第1号に定める評議員の選出については、次の各号による。

- 1 定数は、教員4人、職員2人とする。
- 2 選挙の執行と管理のため、選挙管理委員会を設ける。
- 3 選挙権者及び被選挙権者の資格、選挙管理委員会の組織、運営その他この選挙に必要な事項は、規則をもって定めなければならない。

**第4条** 理事会は、法令及び寄附行為第15条に定められているもののほか、次の各号に掲げる事項を処理決定する。

- 1 学長、副学長及び学長補佐の任免
- 2 専任教職員の採用並びに解職及び懲戒による解雇
- 3 本法人の運営の基本に関する次の事項
  - (1) 教育に関する計画
  - (2) 経営に関する方針
  - (3) 長期計画
  - (4) 制度的施策
  - (5) 規則及び重要な規程の制定並びに改廃

**第5条** 理事長は、事情ある場合に理事会の同意を得て、理事1人を副理事長に指定し、寄附行為第11条について補佐をさせることができる。

- ② 理事長は、必要により理事会の同意を得て、業務を分担する理事を指定し、理事長及び副理事長を補佐させることができる。

**第6条** 次の事項は、理事長が行う。

- 1 事務局長の任免
- 2 選挙管理委員会委員の委嘱
- 3 その他理事長の権限と定められる事項

**第7条** 次の事項は、学長に委任する。

- 1 大学教職員の人事。ただし、次に掲げる事項を除く。
  - (1) 副学長、学長補佐及び事務局長の任免
  - (2) 専任教職員の採用並びに解職及び懲戒による解雇
- 2 予算執行に伴う出納事務
- 3 資産の維持保管
- 4 その他の委任される事項

#### **附 則 1**

- ① この細則は、昭和48年4月1日より施行する。
- ② 学校法人清泉女学院の規程類で大学に関係のあるものは、この法人が制定するものと抵触しない限り、それらによることができるものとする。

#### **附 則 2**

この細則の改正は、昭和51年4月1日より施行する。

#### **附 則 3**

この細則の改正は、昭和59年4月1日より施行する。

#### **附 則 4**

この細則の改正は、平成2年4月1日より施行する。

#### **附 則 5**

この細則の改正は、平成22年8月1日より施行する。

#### **附 則 6**

- ① この細則の改正は、平成26年4月1日より施行する。
- ② この細則の改正時に既に満75歳に達している役員等及び満75歳に達していない役員等がその者の任期中に満75歳に達した場合の退職期は、任期満了日とする。

#### **附 則 7**

この細則の改正は、令和2年4月1日より施行する。

## 附 則 8

この細則の改正は、令和3年2月24日より施行する。